

くらしの豆知識

② ペット購入のトラブル

契約トラブル 注意報

●ペットにかかわる法律が
変わりました

●登録店から購入しましょう

【事例】フレンチブルドッグを購入したが、持ち帰ったその日から下痢・嘔吐を繰り返した。獣医師に診せると、パルボウイルス感染症^{*1}と診断された。購入前に原因のある発病と思われる治療費を支払ってほしいと店主に伝えたが、契約約款を盾に「一切対応しない」と断られた。納得できない。

事例のようなトラブルが多かったこともあり、動物愛護管理法^{*2}が平成17年に改正され、平成18年6月1日から施行されました。改正された法律を紹介し、ペット購入にかかわる注意点を
お伝えします。



改正された法律では、ペットの販売などを行う事業者は、所在地の知事（政令指定都市の場合にはその長）に登録することが義務付けられました。登録に当たっては施設や衛生管理について書面による申請が必要で

す。また、店舗ごとに動物取扱責任者を配置することになっていきます。消費者に登録店であることが分かるように、標識を店内に掲示しなければなりません。安心して購入するにはお店選びが第一のポイント。まずは登録店であることを確認しましょう。

●事前説明を聞きましょう

ペットの販売事業者は、契約前に販売しようとする動物について、健康状態や治療歴、避妊の処置の有無

や適切な飼い方などについて説明し、購入者の署名をもらうことが義務付けられました。購入するペットについて理解するとともに、購入後のトラブルを防止するためにも大切な説明です。疑問点は質問をし、納得したうえで購入しましょう。

●契約書の内容を確認しましょう

契約書には、購入する生体の種類や性別などだけではなく、保証内容についても記載してあるものがあります。契約書によっては、一方的に販売業者の責任を回避する内容が書かれていることがあります。引渡し前に原因のある発病などについては、事業者が責任を追及することができません。契約前に契約書をよく読んで、購入したペット動物が発病や死亡した場合、どのような保証を受けられるか確認しましょう。

●自分の目で確認しましょう

インターネット上でもペットの販売が行われています。ネット上であっても登録店であるかどうかを確認しましょう。また、ペットは一度飼うと長い付き合いになります。手元に届いてから、「こんなはずではなかった」と思っても返品は難しく、ペットへの負担も大きくなります。購入する前に自分の目で見て確認し、事前説明は直接聞くことが望ましいでしょう。

今回の改正は事業者への規制だけでなく、購入者がペット動物について正しく理解して適切に飼い、無責任に飼育放棄をしないようにすることも目的の一つです。ペット動物への虐待や遺棄には、厳しい罰が科せられます。

購入前に、飼うに適した環境を整えられるか、そのペットが死ぬまで飼い続けることができるかなどよく考えて購入しましょう。

*1 パルボウイルス感染症とは、パルボウイルスというウイルスの感染によって起こる伝染病であり、生後数週間の子犬が最も多く感染する。血の混じった下痢便や嘔吐から始まり、1～2日で脱水を起こして数日で死亡するという恐ろしい病気であるが、ワクチンを注射することによりほぼ予防することができる。

*2 「動物の愛護及び管理に関する法律」

参考：国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070606_3.html

ストップ・ザ 交通事故
ヘルメット しめて守る 大切な子供の命